

つがる市 通学路交通安全プログラム

「通学路の安全確保に関する取組の方針」

つがる市通学路安全推進会議

平成27年4月策定

(令和4年2月改訂)

通学路交通安全プログラム

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いだことから、国土交通省・警察庁・文部科学省の3省庁が連携して対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成するとともに、関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう各省庁から全国の自治体に依頼があったところです。

本市においては、平成24年度以降引き続き通学路の安全確保に向け点検を実施してきたところですが、このほど関係機関との連携体制を再確認するとともに、通学路の安全対策に取り組む姿勢を明確にするため、「つがる市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保に努めるものです。

2. 通学路安全推進会議の設置

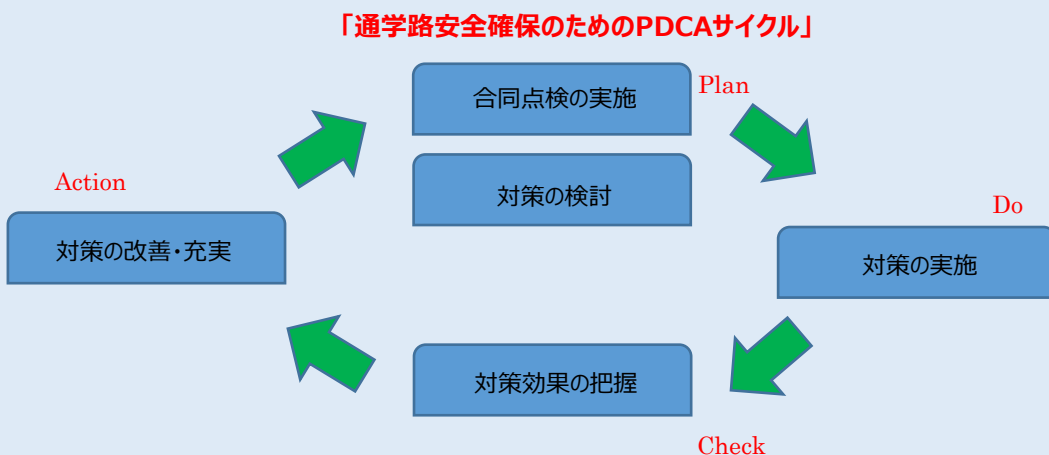
関係機関との連携をさらに強固とするため、別記のメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。また、本プログラムは、この推進会議において議論し、策定するものとします。

3. 取組方針

1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



2) 定期的な合同点検

2-1. 合同点検の実施時期等

- ・市内小中学校12校の通学路について、隔年毎に危険箇所の合同点検を実施します。
- ・実施時期は、夏期とするが、積雪危険箇所の把握から冬期も対象とする。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

2-2. 合同点検の体制

- ・小中学校ごとに、学校・警察・道路管理者・教育委員会等が参加する合同点検を実施します。

区 分	危険要因
交通安全	①道路の構造に関すること ②交通安全施設に関すること ③利用者のマナーに関すること
防 犯	①道路周辺環境に関すること ②不審者発生に事案に関すること

3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

ハード対策	ソフト対策
ア_道路、歩道の整備・改良	A_通学路の見直し
イ_防護柵の設置(ガードレール・縁石・ポール等)	B_児童生徒への安全教育
ウ_路面標示等の設置(外側線、グリーンパル等)	C_交通取締、交通安全啓発
エ_標識、看板の設置	D_関係者による街頭指導
オ_カーブミラーの設置	E_下草刈り、植栽の剪定
カ_横断歩道の設置	F_所有者、管理者への改善依頼
キ_信号機の設置	G_防犯パトロール
ク_水路、側溝の有蓋化・改良	H_その他
ケ_街灯、防犯灯の設置	
コ_その他	

4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

◆「ハート」対策完了目標の設定目安

①短期(1年未満) ②中期(1年～3年) ③長期(3年以上)

5) 対策効果の把握

5-1.合同点検の実施時合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等安全になったと感じているのか等を確認します。

5-2.対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

6) 対策改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所一覧、箇所図の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、ホームページや広報誌等で公表します。

5. 各関係機関の連携イメージ

